

三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務 企画提案コンペ実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務における事業者の選定にあたり、企画提案コンペによる方式で受託者を決定するための手順について定めるものである。

(企画提案コンペへの参加資格)

第2条 事業者選定にかかる企画提案コンペへの参加資格は次のとおりとする。

- (1) 当該コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 誠実に契約が履行できること。

(参加仕様書)

第3条 参加する者に対する企画提案の仕様については、別に定める「三重県下水道公社小学生見学用動画作成業務企画提案コンペ参加仕様書」（以下「参加仕様書」という。）によるものとする。

(選定業務)

第4条 選定にかかる業務は、次条に定める企画提案コンペにかかる選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は各浄化センター及び総務課から選出し、8名以内とする。
- (2) 選定委員会に、委員長1名を置く。
- (3) 委員長は選定委員の互選により選出する。
- (4) 委員長は、委員会を総括し、選定委員会の議長となる。

- (5) 委員に欠席が生じた場合には、委員長が認めたときに限り、代理者を出席させることができる。
- (6) 選定委員会は、委員長が招集する。
- (7) 選定委員会は、委員長を含む委員の過半数の出席がなければ開くことができない。なお、この場合、(5)に規定する代理者も出席者に含むものとする。
- (8) 選定委員会は原則非公開とする。

(企画提案コンペ等日程)

第6条 選定の日程については、参加仕様書に定めるとおりとする。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、委員長が属する所属内に置く。

- 2 事務局は、委員長の指示のもと、選定委員会の事務に関する事項を所管する。
- 3 事務局は、委員長が統括する。

(庶務)

第8条 選定の実施にかかる庶務は、前条に定める事務局が行う。

(雑 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁日から施行する。ただし、受託者の選定が終了したとき効力を失う。